

2013 年度事業計画

I 2013 年度の重点活動

社団法人コミュニティネットワークは、企業・団体・個人・自治体など様々な協力者のもとに、一人一人の生活者、一つひとつのコミュニティが相互に個性を生かしつつ支えあう、豊かなコミュニティ社会の実現を目指して活動しています。

多世代共生・地域コミュニティの創生を踏まえた新たな住まい方・暮らし方を通して、生活すること、暮らすこと、生きること、完成期までをネットワークを形成しながら、考え、共有し、継承し、新たな展開を進めてきましたが、今期は新たな地域コミュニティの拠点と在宅での生活を支える仕組みの展開も加わえたコミュニティづくりを推進していきます。

1. 「100 年コミュニティ」構想に基づく、コミュニティの拠点づくりの展開

2013 年度も、コミュニティ事業の開発・構築・普及を啓蒙する目的で開催している「100 年コミュニティをつくる会」の活動を継続し関東・関西を中心に展開していく予定です。その取り組みは、子どもから高齢者まで、さまざまな価値観を持つ人たちが、世代や立場を超え、お互いの生活を尊重しながら、ともに支え合う仕組みのある「まち」づくり、それらを持続していく仕組みを持つ「100 年コミュニティ」としてつくり上げていきます。

2. 会員の拡大

当協会の活動をより多くの方々に広めていくことが、社団法人コミュニティネットワーク協会にとりましては、現在の時世の流れにおいてより重要な役割となっています。コミュニティの拠点づくり活動などを核として、よりいっそう個人会員の拡大、共に理念実現に向けて連携していく法人・団体会員の拡大をすることに重点をおき活動していきます。

3. 公益社団法人としての取り組み

公益社団法人となり、一人ひとりの個性あるライフスタイルを尊重し、相互に支えあい、豊かなコミュニティ社会の形成に向けた取り組みを進めますが、公益法人として届け出の内容を厳守し法令遵守で進めてまいります。

II 定款事業計画

1. 社会の変革に対応し、人間性豊かな、住民自治に基づくコミュニティづくりを具体的に探求するための調査・研究及び提言等を行う（定款第 4 条（1）事業）

1. 委員会活動

(1) まちづくり委員会

最後まで安心して住める住まい、のびのびと子育てが出来る空間づくりは、地域にとって課題です。多世代が共に豊かに暮らせる地域にするために、地域の生活者ニーズに合った、コミュニティの構想、環境や資源の問題への配慮・問題解決とも絡めて、自治体・NPO・企業などと連携しながらまちづくりを進めて行きます。

(2) 完成期医療福祉委員会

一人ひとりが充実した最期をもって人生を完成させるために自らが望む生活、納得できる場を迫及し、そこに寄り添える場、コミュニティの拠点として可能な場づくりなど、完成期医療福祉の構築ができるように啓蒙活動と調査・研究を進めます。

(3) コミュニティファンド委員会

地域づくりを行う上で大きな課題となる財源を、地域事業を支援する市民が排出する「コミュニティファンド」による資金調達が可能か、まちづくりを継続するために必要な資金をコミュニティファンドという仕組みで広げていくことが可能かなど、問題解決を行うための調査・研究を行っていきます。

2. 調査・研究事業

<北海道厚沢部町>地域再生調査研究

基本協定の趣旨を尊重した厚沢部町地域ケアシステム構築検討協議会が設置されたことを受け、安全で安心して暮らせる『素敵な過疎のまち・厚沢部町』の実現に向け、過疎化対策として移住交流をすすめるため、地域おこし協力隊の導入を検討し、一次産業や福祉に係る人材の育成に取り組み地域活性化をめざした調査・研究を進めます。

<在宅を支えるシステム>の制度設計調査研究

暮らしと住まいの情報センターでは高齢者住宅への住み替え相談業務を主として対応しているが、相談者のニーズ調査の結果、本音は「自宅にぎりぎりまでいたい」「介護が必要になった時が不安だが、それまで自宅がよい」という意見が多い。

この潜在的在宅ニーズに応えるために、どのようなシステムが適切なのか永年に渡って研究した結果在宅を支える新しいシステム、元気で自立したあいだに自らが介護居室を予約しておき、介護が必要になった時や退院後など自宅生活が不安な時に利用できる仕組みの検討を行い、この仕組みを作り上げるために定期的に説明会を開催し、高齢者からの意見や提案を調査研究し、在宅での安心安全な地域システムの取り組みを進めて行きます。

<復興支援>の調査研究

被災地の地域コミュニティの再生を生活者の視点から、環境や資源の問題への配慮・問題解決とも絡めて、高齢者住宅への住み替えだけでなく、在宅で暮らすためには地域に何が必要かどのような地域システムの構築が必要なのかを考え、社会的な問題解決を行うための幅広い調査・研究を進めて行きます。

2. コミュニティづくりを推進するための事業を開発し、事業の運営組織のネットワークを構築し、コミュニティ事業を普及する「暮らしと住まいの情報センター」事業（定款第4条（2）事業）

高齢者の福祉と権利擁護の増進事業

1) 暮らしと住まいの情報センターの常設

情報の受発信や、相談を受けて問題解決する場として、高齢者住宅、ふるさと暮らし、地域再生を柱とした「暮らしと住まいの情報センター」を常設しています。有楽町と梅田の高齢者住宅情報センターではウェブや通信物等で情報発信するほか、常設の展示場での情報提供、専門の相談員による住みかえを主とした相談業務を行っています。

<今期のセミナーなどの活動予定>

- ① 高齢者住宅全般の解説や選び方セミナーを毎月定期開催。
- ② 会員企業の見学会も月2～3回開催。
- ③ 住まい方についてニーズをお聞きする会を定期的に開催し、情報提供や意見交換を行うほか、利用者同士の交流の場としても活用していきます。
- ④ 高齢者住宅の住み替えだけでなく、それに伴う後見人制度や身元引受人、相続の問題なども講師を招いて勉強会を継続的に開いていきます。
- ⑤ 関東、関西共に年1回「高齢者住宅入居フォーラム」を開催。
- ⑥ 会員事業者には情報交換やテーマを持っての話し合い、新規開設ホームの見学などを隔月で開催し、親交を暖めています。
- ⑦ 有識者を招いて年に数回、テーマに沿って大規模なセミナー企画を開催。
- ⑧ 神戸市すまい安心支援センターからの業務受託として出前セミナーを継続。
- ⑨ 大阪市住まい情報センターとのタイアップ事業の企画提案。
- ⑩ 高齢者団体、文化センター、企業や自治体からの要請による外部セミナーを受けると共に営業活動も積極的に始める。
- ⑪ 高齢者住宅情報センターの活動が新聞や雑誌、情報誌などで取り上げられるようマスコミと連携を取り、広報活動を行う。
- ⑫ ゆいま～る合葬墓については関西においては契約者を募集し、関東圏における<合葬墓>の話し合いと具体的な企画をたてる。
- ⑬ <在宅を支える仕組み>の説明会を定期的に開催する。
- ⑭ リニューアルしたHPのバージョンをあげていく。

3. 高齢者等がグループで共住する場、コミュニティの交流の場、コミュニティ事業の拠点等、新しい生活スタイルを実現するコミュニティの場づくりを支援する（定款第4条（3）事業）

1) 地域コミュニティづくり及び団地再生を支援

「100年コミュニティ」の理念を具現化し、地域とのコミュニティの交流の場として拠点となっているハウスをはじめとして、ワーカーズ・コレクティブの活動など地域に必要な、生活に密着した仕事を創出することで、地域の活性化やコミュニティの場づくりを支援していきます。

団地再生は、建物だけではなくそこに暮らす人、若者から高齢者まで含めた団地全体の活性化であり100年コミュニティの拠点となり、新しい生活スタイルを実現する場づくりを今期も支援していきます。団地再生のコミュニティの拠点は、関東だけでなく困っている全国の団地でシステムが活用できるように支援をしていきます。

2) 東京・多摩地区支援

中沢プロジェクト

多摩地区での「100年コミュニティ」の新たな複合高齢者関連施設「医療・介護連携と中間機能施設」のモデル事業としてのプロジェクトの取り組みを支援し、住み慣れた地域、自宅に暮らし続けたいと考えている高齢者の方たちに、介護が必要になった時にあわてない安心システムの構築を推進していきます。

3) 北海道支援

厚沢部プロジェクト

地域の状況やニーズに沿い、同一建物内にグループホーム、デイサービス、地域開放型の食堂やスペース（ギャラリー）を設置し、老後の安心や在宅を支援していく拠点づくりとしてまた、多世代コミュニティを育む場所としての機能を支援して行きます。

4) 海外支援

中国プロジェクト

急激に経済の成長が進んでいる中国は同時に高齢社会も進んでいます。経済の成長が第一で進んできたために環境や福祉にひずみが出てきています。中国の展開は、モデル事業の場所を決定して中国企業と中国人の価値観を理解しながら高齢者のニーズを把握し老後の安心の拠点づくりを支援をしていきます。

4. コミュニティ事業の指導者、組織者、協力者等の人材を研修、育成するとともに、そのネットワークを構築して協力関係づくりを推進する（定款第4条（4）事業）

1) 地域プロデューサーの自主的な活動をサポートします。

コミュニティづくりには、人・もの・金・空間をトータルでプロデュースできる人材が欠かせません。当協会の理念、事業がさらに広がるために、多摩ニュータウン、岩手県、福島県にて、そのノウハウを活用できる地域プロデューサーの取り組みを応援します。

2) 他団体との連携を深めます

元気がでる地域づくりを支援するためには、地域住民と自治体、企業、NPOなどが連携・ネットワークを構築することが欠かせません。他団体との連携を積極的に進め、本事業の活用を進めます。

3) 人材育成モデルづくり

人材育成プロジェクトについては、過疎化の進む町へ都市部からの移住を促進すると同時に、介護福祉施設で不足する人材、特にリーダー層と成りうる人材を育成する事を目的としています。そのために介護福祉士を目指す人材確保を支援しています。更に、町まちづくりについては、行政・医療機関等と一体となった取組みに、学生自らが参加し、地域に根差し、実践しながら学ぶ人材育成のモデルづくりを目指していきます。今期は島根県吉賀町、福島県、北海道厚沢部町などへの支援を行っていきます。

5. コミュニティ事業及びコミュニティづくりを促進するための企画の実施及び啓発・広報・出版を行う（定款第4条（5）事業）

広報・編集委員会

1) 会報誌「ゆいま〜る」を年1回発行します

「元気のでる地域づくりをサポートする」ため、当協会の理念、活動の啓蒙・啓発する媒体として、発行をしていきます。

2) 通信を発行します

①事業プロジェクトの理念や活動を広げるためにカラーA4版16頁の「100年コミュニティ通信」を毎月発行します。社団の理念を共有する業界の有識者の方々にご協力をいただき、座談会の開催や、訪問取材など読み応えのある内容で情報発信を続けて参ります。この通信については有料化を検討しています。

高齢者住宅情報センターの情報誌「銀座通信」「茶屋町通信」も通信の中に集約し、賛助会員企業の活動やニーズに合った情報を提供していきます。

3) ホームページを充実させます

①前期リニューアルしたCN協会のHPを定期的に更新します。

②高齢者住宅情報センターのHPの見直しを行います。

③リンク先を充実させます。

6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条（6）事業）

1) 見守り制度、市民後見人制度

市民後見制度は、将来の老いの不安に備えた「老後の安心設計」であり、「100年コミュニティ」構想には欠かせない問題となっていきます。そのための安心システムの構築を進めてまいります。

2) 共同墓地運営管理

昨年神戸市北区に開眼した<ゆいま〜る合葬墓>の募集をすすめ、関東圏では話合いの機会を設けながら新規の<ゆいま〜る合葬墓>を企画推進していきます。

III. 協会運営

1. 理事会

1) 理事の専門性を活かした活動を組み立てます

2) 情報共有を積極的に進めます

2. 常務理事会

1) 事業計画の進行管理・統括をします。

3. 会員加入促進活動

1) 会員の入会促進をします。

新しいリーフレットを作成し、個人会員の募集および法人賛助会員の募集を行う。

2) 情報提供の拡充

- ・ 常務理事会の決定事項など定期的に報告します
- ・ 各種セミナー・フォーラムなどの情報を通信やメルマガを使って提供します。

以上